

1. 目的

本点検要領(案)は、滋賀県砂防関係施設について、統一かつ効果的に点検を実施するため、点検の方法、及び客観的な変状判断基準を示すものである。

滋賀県内には、6,000 を超える砂防関係施設があり、長寿命化計画を適切に実施していくためには、これらの多数の施設の点検を、統一した規格で、効果的に実施していくことが求められる。

また、多数の施設を定期的に点検するためには、点検の実施者も多様で多数になることが予想されるため、各施設に対する変状レベルの評価が公平かつ容易に行えるようにする必要がある。

このため、出来るだけ定量的で視覚的に判断しやすい評価指標の設定を行うものとする。

2. 適用範囲

本点検要領(案)の適用範囲は、長寿命化計画の実施項目の内、以下の図 2. に示す範囲とする。

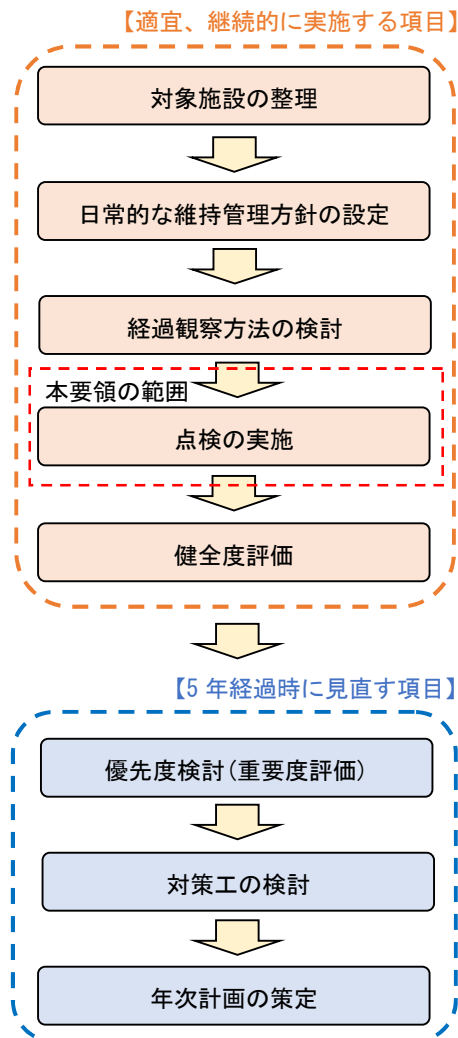


図 2. 本要領(案)の適用範囲

3. 対象施設の整理

3.1. 点検単位の設定

多数の対象施設の点検を効率的に実施するため、施設の特性や現在の管理状態を考慮し、点検工程の一単位とする一連の施設群(または部位群)を、以下の通り設定する。

- ◆砂防堰堤：施設規模が大きい重要施設であり、1基を1点検単位とする。
- ◆単独床固工：周辺施設と関連性の無い床固工は、1基を1点検単位とする。
- ◆床固工群：同一溪流内で連続する床固工群は、1連の施設群を1点検単位とする。
- ◆溪流保全工：溪流保全工は、施設内の床固工を含めて、1点検単位とする。
- ◆遊砂地等：遊砂地や山腹工等、一連の施設群で機能を発揮する施設は、関連する施設群全体を1点検単位とする。
- ◆急傾斜地崩壊防止施設：急傾斜地崩壊危険区域内の施設全体を1つの点検単位とする。
- ◆地すべり防止施設：地すべり防止区域内の施設全体を1つの点検単位とする。
- ◆雪崩防止施設：同一斜面に配置される防災施設・防雪施設全体を1つの点検単位とする。

3.1.1. 砂防設備の点検単位の設定

砂防設備は、以下の5つの点検単位に設定するものとする。

(1) 砂防堰堤

砂防堰堤は、単独でその施設機能を発揮する重要施設で、独立した単体の部位群で構成されている。また、周辺施設との距離も比較的離れている場合が多い。

よって、点検単位は、1基を1点検単位とする。

(2) 単独床固工

単独床固工は、砂防堰堤と類似した構造物であるが、施設規模が小さく、砂防堰堤のような捕捉機能を有していない。

そのため、点検の単位としても小規模になるが、周辺施設との関連性の無い単独床固工は、その機能も単独で発揮されるとともに、周辺施設との平面的距離も離れている場合が多い。

よって、点検単位としては、堰堤と同様に、1基を1点検単位とする。

なお、一般に床固工と砂防堰堤を明確に区分することは困難であり、特に既往施設においては、施設名もその規模や機能に係らず“堰堤”であったり、“床固工”であったりする。

よって、「滋賀県砂防関係施設長寿命化計画策定マニュアル(案)」では、「設計便覧(案) 砂防編 滋賀県土木交通部」に基づき、施設名に係らず、堤高5mを超えるものを“砂防堰堤”、堤高5m以下を“床固工”と定義する。

(3) 床固工群

単独床固工とは異なり、同一溪流内に連続的に配置され、一連の施設群で施設機能を発揮している床固工の集合体を“床固工群”とし、一連の施設群を1点検単位とする。

支溪流の取り扱いや、施設の連続性の範囲は、点検計画策定者が、現地状況や施設数を考慮して、適宜判断できるものとする。

(4) 溪流保全工

溪流保全工は、一般に床固工、帯工、護岸工等の施設群で構成される線的構造物であり、施設群全体で施設機能を発揮している。

一連の施設は連続して設置されており、点検を効率的に実施する為には、個々の施設に分割することは望ましくない。

よって、溪流保全工は、その一連の施設群全体を、1点検単位とすることを標準とする。

なお、極端に溪流保全工延長が長く、一点検単位とすることが不適切と判断される場合には、床固工等の主要な横断構造物を境界として、適宜施設単位を分割しても良い。

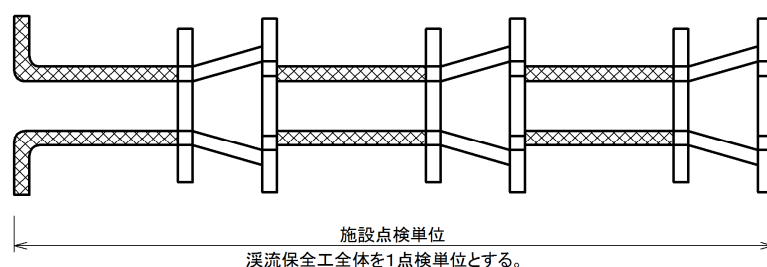


図 3. 1. 1 溪流保全工の点検単位

(5) 遊砂地等

遊砂地や山腹工等の、一連の施設群全体で機能を発揮しているものについては、施設群全体を1点検単位とする。

なお、山腹工については、谷止工等の明確な構造物を有する山腹基礎工を点検対象とし、管理目標が明確でない山腹緑化工は、点検対象外とする。

3. 1. 2. 急傾斜地崩壊防止施設の点検単位の設定

急傾斜地崩壊防止施設の点検単位は、急傾斜地崩壊危険区域全体とし、同一危険区域内の施設全てを、1点検単位とする。

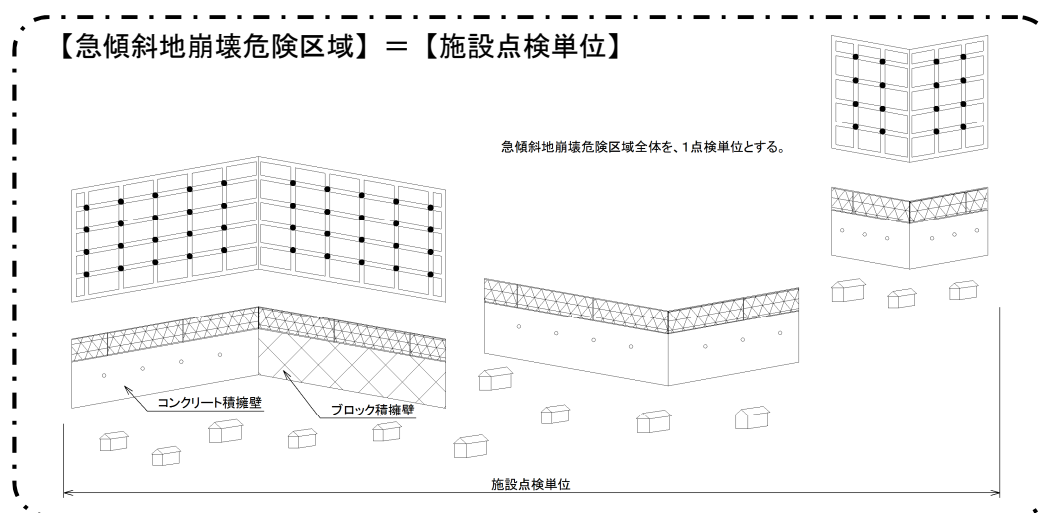


図 3. 1. 2 急傾斜地崩壊防止施設の点検単位

なお、「雪崩防止施設」については、「急傾斜地崩壊防止施設」に準じて適切に取り扱うものとする。

3.1.3. 地すべり防止施設の点検単位の設定

地すべり防止施設の点検単位は、地すべり防止区域全体とし、同一区域内の施設全てを、1点検単位とする。

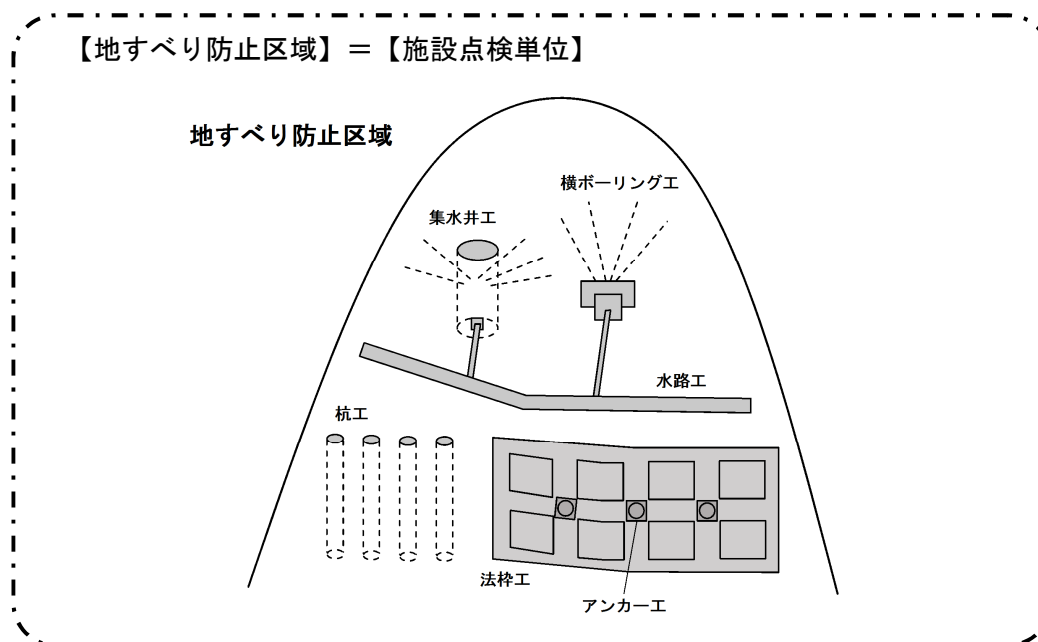


図 3.1.3 地すべり防止施設の点検単位

3.2. 対象施設の整理

計画対象区域内の対象施設について、点検計画の策定に必要な施設諸元を整理し、施設位置や点検単位順にとりまとめて、点検計画策定の基礎資料とする。

点検計画を策定するためには、計画対象区域内の砂防関係施設を体系的に整理することが必要であり、点検の種類や頻度を検討し、点検スケジュールを策定する上で必要となる施設形式や健全度、巡視対象の有無等の施設諸元を整理する。

また、点検の手順を考えた場合、対象施設は、点検単位や施設所在地、流域・溪流順にとりまとめておくことが望ましく、それらの位置情報も併せてとりまとめておくものとする。

表 3.2(1) ～(3)に整理すべき項目を取りまとめる。

表 3.2(1) 砂防設備で整理すべき主な項目

整理すべき項目		備 考
事務所名		
河川名・溪流名		
所在地		市・町・村・字名 等。
点検単位名		当該施設の点検単位名
施設名		固有の施設名。
施設区分		砂防堰堤、床固工、溪流保全工等の区分。
基礎調査 番号等	区域番号	基礎調査によって付与されている番号。施設位置を特定する情報となる。
	区域名	
	警戒告示番号	
旧施設 番号等	溪流番号	各土木事務所によって付与されている番号を有する場合に記録する。既往資料の参照が容易になる。
	施設番号	
施設の構造諸元		堤高、天端幅、延長、施設数 等。
施設型式		透過型・管理型・水溜め等。
施工年度		重要度の評価指標となる。
施設平面位置		重要度の評価指標となる。
保全対象状況		重要度の評価指標となる。
健全度評価結果		経過観察方法、点検計画に必要。
巡視対象の有無		日常的維持の方針、点検計画に必要。

表 3.2(2) 急傾斜地崩壊防止施設で整理すべき主な項目

整理すべき項目		備 考
事務所名		
所在地		市・町・村・字名 等。
区域名称		急傾斜地の場合、点検単位となる。
箇所名(施設名)		区域内の施設を特定する情報となる。
施設区分(工種)		当該箇所に設置されている施設種類(複数の場合有り)。
基礎調査 番号等	区域番号	基礎調査によって付与されている番号。施設位置を特定する情報となる。
	区域名	
	警戒告示番号	
旧危険箇所 番号等	整理番号	各土木事務所によって付与されている番号を有する場合に記録する。既往資料の参照が容易になる。
	危険箇所番号	
施設の構造諸元		延長、高さ、面積 等。
施工年度		重要度の評価指標となる。
保全対象状況		重要度の評価指標となる。
健全度評価結果		経過観察方法、点検計画に必要。

表 3.2(3) 地すべり防止施設で整理すべき主な項目

整理すべき項目		備 考
事務所名		
所在地		市・町・村・字名 等。
区域名称		地すべりの場合、点検単位となる。
施設名		区域内の施設を特定する情報となる。
施設区分(工種)		当該箇所に設置されている施設種類(複数の場合有り)。
基礎調査 番号等	区域番号	基礎調査によって付与されている番号。施設位置を特定する情報となる。
	区域名	
	警戒告示番号	
地すべり 防止区域 番号等	整理番号	各土木事務所によって付与されている番号を有する場合に記録する。既往資料の参照が容易になる。
	区域名称及び告示 番号	
施設の構造諸元		延長、高さ、面積 等。
施工年度		重要度の評価指標となる。
保全対象状況		重要度の評価指標となる。
健全度評価結果		経過観察方法、点検計画に必要。

4. 点検計画の概要

計画的かつ効率的な点検の実施が図られるよう、計画対象区域ごとに定めた計画対象施設の整理結果に基づき、点検に関する以下の基本的事項をとりまとめた点検計画を策定するものとする。

- ◆点検の種類
- ◆点検の実施時期
- ◆点検の方法
- ◆点検の実施体制

点検は、施設に発生した「機能及び性能の変化状況」を的確かつ継続的に把握することが目的であり、長寿命化計画のサイクルにおける基本的、かつ重要な項目である。

施設状態は、長寿命化計画における対策工法や優先度の検討、年次計画の策定における基本条件となるため、施設状態を効果的、継続的に把握するため、点検の種類、実施時期、実施方法、実施体制を定めた点検計画を策定する必要がある。

4.1. 点検の種類と概要

点検は、“定期点検”、“臨時点検”および“詳細点検”から構成するものとし、その目的に応じて、実施時期、実施方法、実施体制を以下の表 4.1 に示す通りとする。

「ガイドライン」、及び「点検要領」によって、点検の種類は、“定期点検”、“臨時点検”、“詳細点検”に区分されている。また、これらを補完する日常の見回りとして“巡視”があり、これらの組み合わせによって、点検活動を実施する。

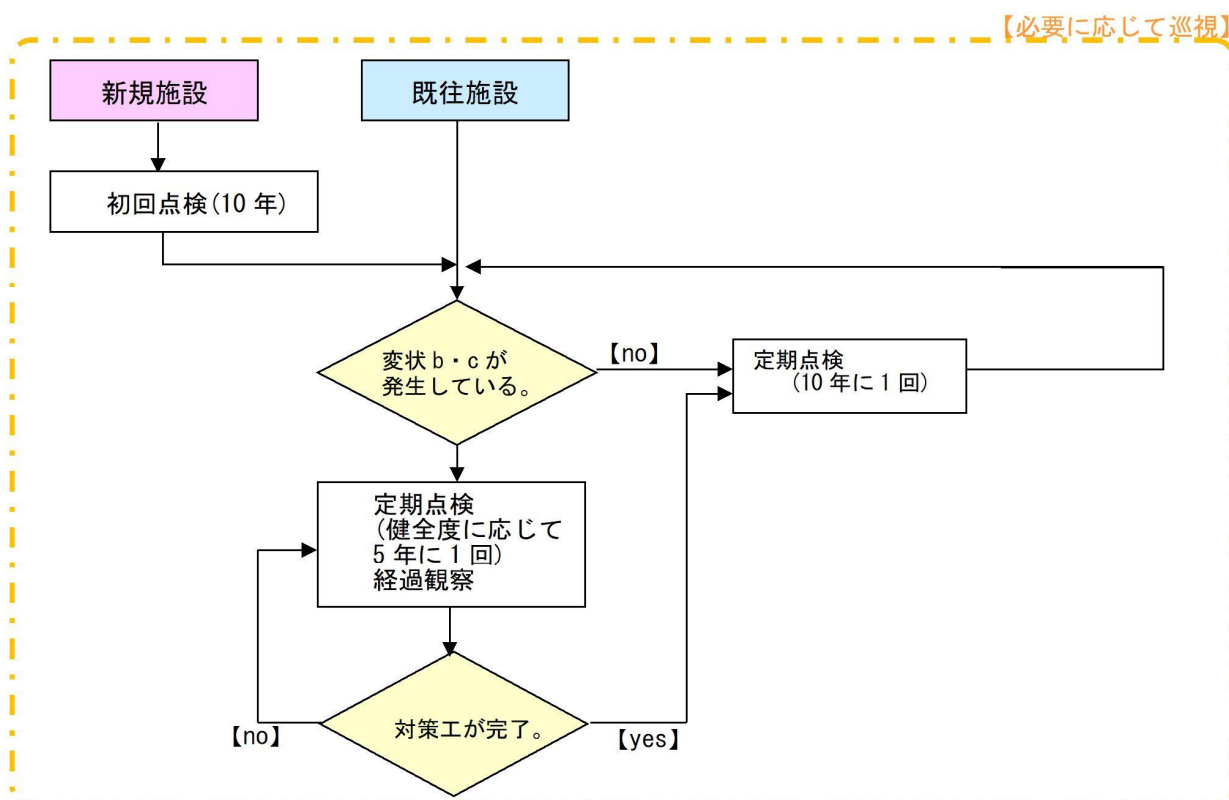
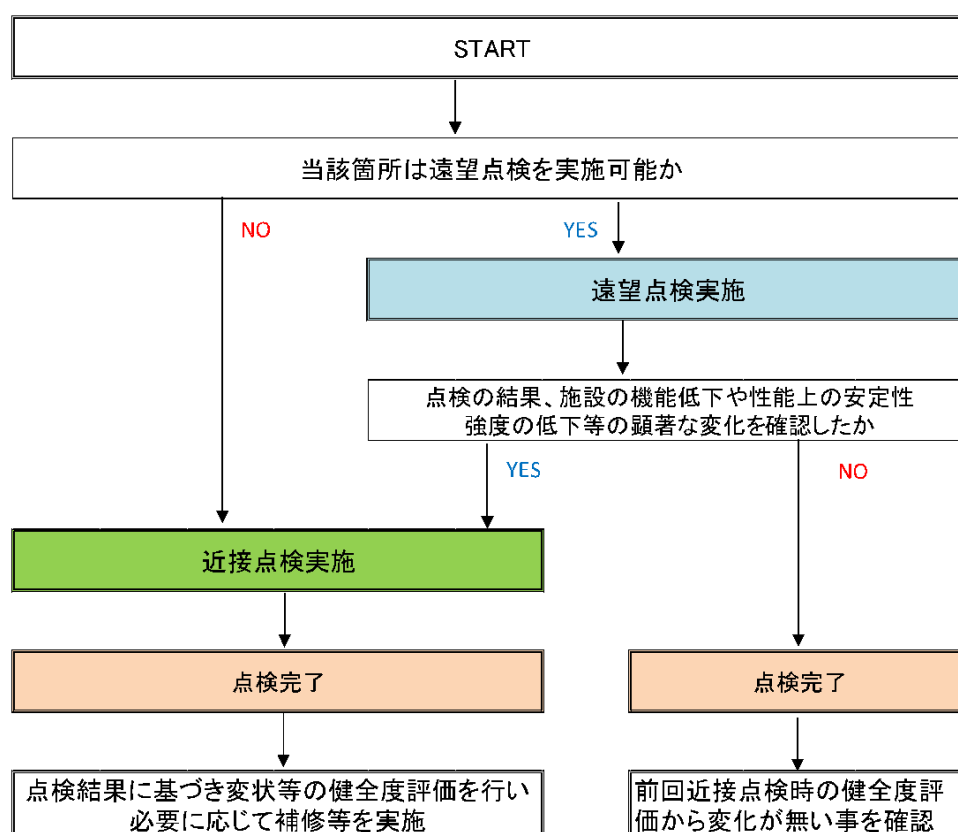


図 4.1 砂防設備・急傾斜地崩壊・地すべり防止施設の点検実施フロー

表 4.1 点検の種類と概要

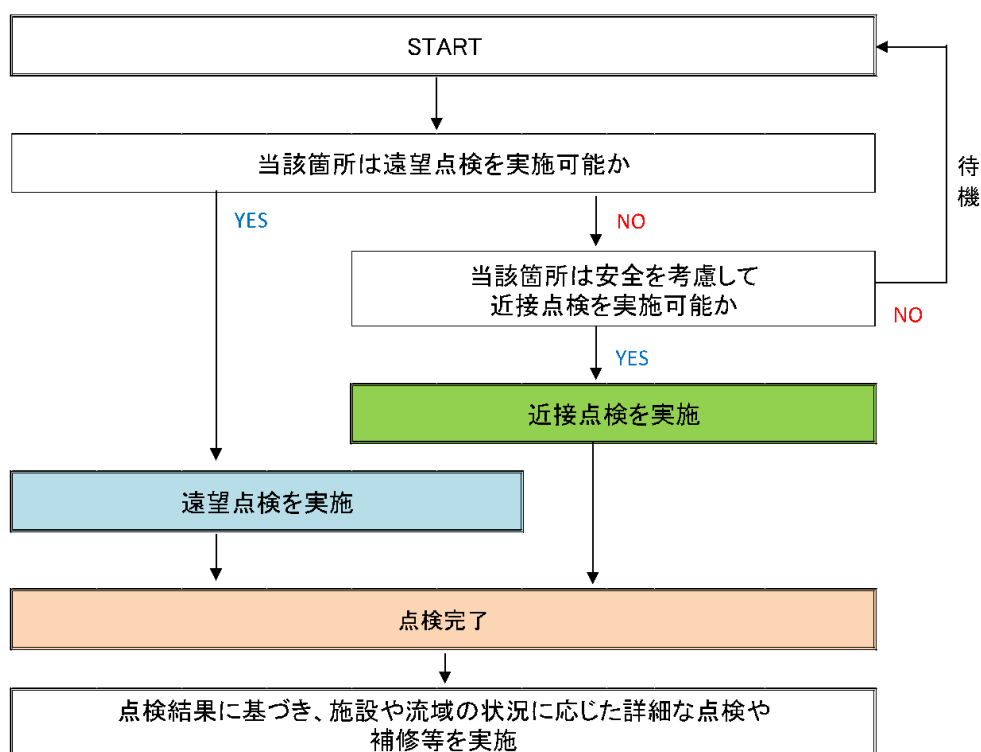
点検種類		目的	実施時期 (頻度)	実施方法	実施体制
定期点検	近接点検	砂防関係施設の漏水・湧水・洗堀・亀裂・破損・地すべり等の有無などの施設状況および施設に直接影響を与える周辺状況について把握、確認する。	点検計画に基づき実施する。	・徒歩もしくは UAV 等により施設に接近し点検を行う。 ・点検結果は点検個票にそれぞれとりまとめる。 ・施設の種類ごとに点検項目を定めるものとする。	・点検に必要な知識、技術を有した技術者を基本とする。 ・必要に応じて委託等を検討する。
	遠望点検	砂防関係施設の損傷の有無などの施設状況および施設に直接影響を与える周辺状況を把握、確認する。	点検計画に基づき実施する。	・UAV（自律飛行含む）等により上空等から広域的な支点で点検を行う。 ・点検結果は点検個票にそれぞれ取りまとめる。 ・施設の種類ごとに点検項目を定めるものとする。 ・遠望点検による施設の変状等の把握には限界があることから、遠望点検を実施する施設について 5～10 年に 1 度、近接点検または近接点検と同等の評価を行える方法による点検を実施する。	
臨時点検		出水や地震時等による砂防関係施設の損傷の有無や程度および施設に直接影響を及ぼす周辺状況を把握、確認する。	出水時や地震時などの事象の発生直後の出来るだけ早い時期に実施する。	・安全性を確保した上で、定期点検に準じて近接点検もしくは遠望点検により実施する。。(安全性・機動性から UAV のメリットを活かすことができるケースが多い)	・定期点検に準ず
詳細点検		定期点検や臨時点検ではその変状の程度や原因の把握が困難な場合に実施する。	必要に応じて実施する。	・必要に応じてその状況に適応した計測、打音、観察等の方法で確認するものとする。	・砂防係長を含む複数の砂防関係職員 ・必要に応じて委託等を検討する。
巡視		平常時堆砂土砂管理および平時の安全管理が必要な施設の状態を管理するために実施する。	・1 回/1 年	・対象事項（堆砂状況、安全設備）に限定して確認。	・定期点検に準ずるが、民間活力導入を検討する。(砂防指定地見張り員、砂防ボランティア等)

■定期点検フロー



※遠望点検実施の際は5～10年に1度、近接点検で補完すること。

■臨時点検フロー



※点検の際は作業中止基準を設け、作業の安全性を確認しながら実施すること

図 4.2 定期点検、臨時点検の実施フロー

4.2. 点検の実施時期

4.2.1. 定期点検

定期点検は、点検計画に基づき実施するものとし、安全性・効率性を向上させるため、近接点検と UAV 等を用いた遠望点検を組み合わせることを基本とする。

1) 近接点検は、徒歩もしくは UAV 等により施設に接近して実施する

2) 遠望点検は、UAV(自律飛行含む)等により上空等から広域的な視点で実施する

なお、施設の機能低下や性能の劣化が懸念される変状等を確認した際は、必要に応じて近接点検を行う。遠望点検を実施する際には、施設の健全度等に応じ、少なくとも対策不要 A は 10 年、経過観察 B または要対策 C は 5 年に 1 度、近接点検での補完を実施すること。

(1) 標準施設

長寿命化計画の計画対象期間は 10 年であり、5 年経過時点での見直しを基本としている。

このため、年次計画の基本情報となる点検活動も、最長 10 年以下とし、健全度の評価により「経過観察 B」「要対策 C」と判断された施設については、5 年に 1 回を原則とする。

(2) 経過観察

長寿命化計画では、健全度 C および B の施設において順次、改築もしくは補修を実施し、施設機能を維持するための対応を行う。

要対策施設（健全度 C）について対策工が完了した時点で、経過観察施設（健全度 B）については変状の進行が認められなかった時点で、標準の定期点検サイクルに戻る。

なお、流水の影響が常に及ぶ施設等の点検については、実施頻度を高くするなど適切に対応する。

表 4.2.1(1) 経過観察施設点検頻度（健全度 B・C）

条件	点検頻度
健全度 C	5 年に 1 回
健全度 B	

(3) 初回点検

新規施設については、健全性が高いと考えられるため、その初回点検は、計画対象期間にあわせて、施設完成 10 年後とする。

4.2.2. 詳細点検

詳細点検は、定期点検や臨時点検において、その変状の状況により詳細に把握する必要があると判断される場合や変状の原因把握が困難な場合に実施する。詳細点検は、機能の低下や性能の劣化の状況を定量的に把握するために実施するものであり、必要に応じて詳細な計測を行う。

4.2.3. 臨時点検

臨時点検は、豪雨や地震などの砂防関係施設に損傷を与えると想定される不定期の事象に対して、施設の損傷の有無や程度、及び施設に直接影響を与えるような周辺状況の変状を把握、確認するために行う点検作業であり、以下に示す時期に実施する。

【地震時】基準となる震度（震度5強）が発生した地域は速やかに実施する。

【豪雨時】“土砂災害警戒情報”が発表された場合に、降雨終了後、速やかに実施する。

【その他】施設の変状等に関する通報等があった場合に、速やかに実施する。

土砂災害警戒情報は、土砂災害の発生が懸念される降雨が発生した場合に発表されるものであり、砂防関係施設の臨時点検を実施する指標としての目的に適合しているため、これを“豪雨の際の臨時点検実施の指標”として用いるものとする。ただし、実際の点検実施は、スネーク曲線が、実況でCLを超過したかどうかで判断する。

地震後の臨時点検については、事務連絡(令和6年3月28日)によって、地震が発生した場合の点検結果の報告が、国から通知されているため、これに準拠するものとする。

また、豪雨、地震等に拠らず、民間等を含む県職員以外からの変状の報告があった場合については、砂防係長と砂防関係職員で、臨時点検の対象とすかどうか協議の上、決定する。

なお、臨時点検で定期点検に基づいた点検を実施した場合には、当該施設について次回の定期点検サイクルを1回控除できるものとする。



図 4.2.3 土砂災害警戒情報

4.2.4. 巡視

巡視は、砂防関係施設の“維持”実施の必要性を確認するために行う“日常的な見回り”であり、原則として1年に1回実施する。

また、巡視の対象は、施設機能特性や安全管理上、毎年状況を確認する必要性のある施設とする。

巡視は、砂防関係施設の機能維持のために行う“日常的な見回り”であるが、通常の施設については、定期点検でこれを兼ねることが出来る。

本計画では、定期点検では施設機能維持のための状態確認頻度として不足すると考えられる施設について巡視を実施するものとし、その頻度は1年に1回とする。

「ガイドライン」では、日常的な維持の方針について、「定期点検等の結果を踏まえて、日常的な維持管理として必要な対応は速やかに実施する」ものとされている。

一方、後述する“点検計画”では、標準的な定期点検の頻度を5年に1回と設定しているため、定期点検時の確認だけによる活動では、“維持”の実施サイクルも5年に1回となる。

しかしながら、日常的な維持活動の中には、平時の安全性の確保等、定期点検間隔よりも発生頻度が高いと考えられる変状に対応しなければならない事項がある。

したがって、長寿化計画では、日常的な管理が必要な発生頻度が高い変状に対応するために、対象とする事項を絞って、毎年行う見回りの点検を“巡視”とし、適切な頻度で、対象とする変状の確認が出来る計画とする。

4.2.5. 巡視対象施設

巡視の対象施設は、“平時の除石管理型施設”、及び“安全管理重点施設”を標準とするが、これ以外の施設についても、管理上の課題を整理した上で、巡視の必要性を検討することが望ましい。

なお、急傾斜地崩壊防止施設は、平時の土砂管理の必要性や、一般の公衆利用を有する施設が無い場合、巡視の対象としない。

巡視の対象となる施設は、その特性上、毎年状況確認が必要な施設であり、防災機能維持のために、平時の堆積土砂を管理する必要がある“平時の除石管理型施設”や、一般公衆の利用頻度が高く、特に安全管理に留意する必要があると考えられる“安全管理重点施設”を標準とする。

なお、上記の標準施設以外にも、自然環境特性や周辺状況、利用形態等から、特に頻繁な状況監視の必要性が生じた施設については、巡視対象としての必要性を検討することが望ましい。

表 4.2.3 巡視対象標準施設

巡視対象標準施設	施設概要	巡視確認事項	適用例
平時の除石管理型施設	機能維持のため、平時の堆積土砂を除石する必要性のある施設。	堆砂状況。	不透過管理型堰堤。
安全管理重点施設	親水施設等が近接し、高頻度で一般公衆に自由利用されている施設。	安全設備状況。	旧直轄施設の内、安全管理重点設備。

(1) 平時の除石管理型施設

長寿命化計画では、防災機能を継続的に維持するために、平常時の堆積土砂を除石する必要性のある施設を“平時の除石管理型施設”と定義する。

平時の除石管理型施設とは、防災機能を継続的に維持するために、平常時の堆積土砂を除石する必要性のある施設を差し、少なくとも1年に1回は堆砂状況を確認する必要があると考えられるため、巡視によって、その堆砂状況確認を行うものとする。

平時の除石管理型施設に定義される可能性のある施設形式としては、以下の表4.2.5(1)によりまとめる施設が挙げられるが、設計資料等から平時の除石の必要性を確認して、平時の除石管理型施設とするかどうかを判断する。一般には、不透過管理型堰堤が対象となる場合が多い。

表 4.2.5(1) 平時の除石管理型施設の形式

平時の除石管理を必要とする施設形式の例	備 考
不透過管理型堰堤、部分透過管理型堰堤 遊砂地工 等	左記の内、計画上平時の除石管理を必要とする施設を対象とする。

(2) 安全管理重点施設

「滋賀県砂防関係施設長寿命化計画策定マニュアル(案)」では、一般公衆に自由利用されている頻度が高く、利用者の安全性を確保する観点から、安全施設の管理を重点的に行う必要性があると考えられる施設を安全管理重点施設と定義する。

既往資料による情報や、点検時の状況等から判断し、安全管理重点施設として選定する。

安全管理重点施設として選定する必要がある施設は、親水施設等が近接し、一般公衆に自由利用されている頻度が高いと考えられる施設であり、そのような施設を、既往資料や点検結果等を参考に抽出し、安全管理重点施設として選定する。

また、旧直轄施設については、砂防設備の一般利用に対する安全対策等を、手引きとしてとりまとめた「瀬田川砂防管内における砂防設備管理の手引き(案)」が作成されており、これによって、現状で一般利用が多い施設として、安全管理重点設備が定義されている。

4.2.6. 巡視実施方法

巡視は、軽微な下草刈り程度で進入可能な範囲で実施するものとし、測量ポールや巻尺程度の簡易な計測器を用いた目視による確認、及び写真撮影を主たる作業とする。

確認する項目は、巡視目的に応じた範囲を基本とし、効率的な実施に努める。

巡視の実施者は、土木事務所技術職員相当の技術者を基本とするが、砂防指定地見張り員や砂防ボランティア等による民間活力の導入を検討しても良い。

なお、変状の判断基準は、定期点検による変状レベルの評価基準に準ずるものとし、巡視の結果は、点検個票に記録する。

(1) 巡視の実施方法

巡視の実施方法は、以下の通りとする。

- 巡視は、その実施頻度から、日常の見回りの実施できることが必要であり、ロープ・梯子の様な昇降器具を用いず、軽微な伐採程度で進入可能な範囲での作業とする。
- 目視による安全管理施設の有無や、安全管理施設の機能・性能に係る変状の確認、除石管理施設の堆砂状況確認を基本とし、計測機器はなるべく用いないものとする。距離・高さの確認が必要な場合にも、測量ポールや巻尺等の簡易な計測器によるものとする。
- なお、過去の点検で確認されていない防災機能の変状を確認した場合は、写真撮影を行い、臨時点検の必要性を検討する。

(2) 巡視の実施体制

巡視の実施者は、土木事務所技術職員相当の巡視に必要な知識・技術を有した技術者を基本とするが、巡視の効率的な実施、及び防災に関する自助意識向上や、周知の観点から、砂防指定地見張り員、砂防ボランティア、NPO等の民間活力の導入について検討しても良い。

なお、巡視の班員は、安全対策の観点から、2人以上で構成しなければならない。

(3) 巡視の実施項目

巡視は、その目的に応じて確認事項を限定的にすることにより、効率的な実施を図るものとし、標準的な施設における巡視の実施項目は、以下の表4.2.6にとりまとめる通りとする。

公園的施設は、一般的な安全設備ではないが、一般利用に供されていると判断される場合、利用者の安全に係る設備として、管理者の瑕疵責任を問われる可能性が高いと考えられる。

特に、安全管理重点施設に挙げられる場合には、高い頻度で一般に供されていると判断される為、長寿命化計画における巡視の対象とする。なお、公園施設部分について、明確に管理委託されている場合は、この限りでない。

表 4.2.6 巡視の実施項目

目 的	対象施設	確認部位	確認内容
防災機能の確保	平時の除石管理型施設	堆砂敷き	堰堤背面の堆砂高が、除石管理高を超過していないか確認する。
平時の安全性確保	安全管理重点施設	安全設備(管理道、階段、立入防止柵、転落防止柵、反射板、標識・標柱、公園施設 等)	安全設備の健全度を確認する。 標識・標柱等の危険を明示する設備は有無も確認する。

(4) 巡視結果の記録

巡視の結果は、定期点検に準じて点検個票※に記録するものとし、記録内容は、巡視に係る事項を標準とするが、特筆すべき変状等が確認された場合には、その内容についても記録する。

なお、定期点検における点検要領や点検個票の入力方法の詳細は、「本点検要領(案)」を参考とする。

※巡視結果の点検個票への記録方法は、「本点検要領(案)」による記入例を参考とする。

4.3. 点検の実施体制

点検は、現場での安全を考慮して、原則として複数名で実施するものとする。
また、点検は、点検に必要な知識・技術を有した技術者により実施することを基本とするが、点検の種類や内容等を考慮して、砂防ボランティア等による代替を検討してもよい。

砂防関係施設の点検作業は、高所や急峻な箇所での実施となる場合が多く、安全確保のため、原則として複数名で実施するものとする。

また、点検には状況の判断が必要なため、土木事務所における技術職員相当の知識・技術を有した技術者が実施することが必要である。

一方、滋賀県内の砂防関係施設数は非常に多いことから、土木事務所技術職員では、施設機能を継続的に維持できる適切な点検活動を実施することが、数量的に困難であると予想される。

よって、点検業務の委託や、砂防指定地見張り員や砂防ボランティア等の活用を図っていくことが必要と考えられる。

4.4. 点検スケジュール

対象施設の整理結果、及び点検の実施時期から、計画対象期間(10年)を目安に、対象計画区域内の点検スケジュールを作成する。

点検実施後は、翌年度の点検スケジュールを見直すものとする。

定期点検や巡視等、定期的な実施が決まっている点検作業について、今後10年間の点検スケジュールを作成する。

点検スケジュールの作成に当たっては、出来るだけ近傍の施設を同時期に点検できるように、施設位置を考慮して策定し、効率的な点検の実施に努めるものとする。

点検結果に基づき、点検スケジュールは毎年見直すものとする。

また、点検スケジュールの作成例を、表4.4に示す。

表 4.4(1) 砂防設備 点検スケジュール作成例

全施設 連番	事務所 番号	事務所 別連番	施設名	施工年	点検単位 (砂防堰堤の堤高が)	健全度 ランク	定期点検における健全度評価結果※3								点検計画									
							2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
1	1	1	アミカケ谷谷止	1956	単独床固工	A	A	A							×	×	×	○	×	×	×	×	×	×
2	1	2	エビス谷溪流保全工	不明	溪流保全工	A	A		A				A		×	×	×	×	×	×	×	×	○	×
3	1	3	エビス谷砂防堰堤3	不明	砂防堰堤	B-3	A	B		不明		B-3			×	×	○	×	×	×	×	○	×	×
4	1	4	エビス谷砂防堰堤4	不明	単独床固工	A	A	A							×	×	×	○	×	×	×	×	×	×
5	1	5	エビス谷床固工	不明	単独床固工	C-3					C-3				×	○	×	×	×	×	○	×	×	×
6	1	6	エビス谷床固工1	1939	単独床固工	A	B	A							×	×	×	○	×	×	×	×	×	×
7	1	7	エビス谷床固工2	1939	単独床固工	B-1	B	B			B-1				×	○	×	×	×	×	○	×	×	×
8	1	8	エビス谷床固工群	不明	床固工群	C-3	B	C		不明		C-3	C-3		×	×	×	○	×	×	×	×	○	×
9	1	9	カラス谷2号堰堤	1932	単独床固工	A		A							×	×	×	○	×	×	×	×	×	×
10	1	10	カラス谷3号堰堤	1931	単独床固工	A		A							×	×	×	○	×	×	×	×	×	×
11	1	11	コッパ谷溪流保全工	不明	溪流保全工	A	A		A						×	×	×	×	○	×	×	×	×	×
12	1	12	コッパ谷砂防堰堤1	不明	単独床固工	A	A	A							×	×	×	○	×	×	×	×	×	×
13	1	13	コッパ谷砂防堰堤2	不明	砂防堰堤	不明	A	B			不明				×	○	×	×	×	×	×	×	×	×

2710	8	242	与市谷溪流保全工	不明	溪流保全工	B-1	A		B-1						×	×	×	×	○	×	×	×	×	○
2711	8	243	与市谷砂防堰堤1号	1972	砂防堰堤	B-1	A	B-1					B-1		×	×	×	○	×	×	×	×	○	×
2712	8	244	与市谷砂防堰堤2号	1987	砂防堰堤	A	A	A							×	×	×	○	×	×	×	×	×	×
2713	8	245	竜田川溪流保全工	不明	溪流保全工	C-3	C		C-3	不明	C-3	C-3	C-3		×	×	×	○	×	×	×	×	○	×
2714	8	246	竜田川砂防堰堤1号	2013	砂防堰堤	B-2	B	B-2		不明		B-2			×	×	○	×	×	×	×	○	×	×
2715	8	247	竜田川砂防堰堤2号	2011	砂防堰堤	A	A	A					A		×	×	×	×	×	×	×	×	○	×
2716	8	248	林照寺川溪流保全工	不明	溪流保全工	A	A		A						×	×	×	×	○	×	×	×	×	×
2717	8	249	林照寺川砂防堰堤1号	1972	砂防堰堤	C-1	A	C-1		不明	C-1	C-1	C-1		×	×	×	○	×	×	×	×	○	×
2718	8	250	林照寺川砂防堰堤2号	1981	単独床固工	A	A	A							×	×	×	○	×	×	×	×	×	×
2719	8	251	和倉谷溪流保全工	不明	溪流保全工	A	A		A						×	×	×	×	○	×	×	×	×	×
2720	8	252	和倉谷砂防堰堤	2008	砂防堰堤	A	A	A							×	×	×	○	×	×	×	×	×	×
2721	8	253	和田打砂防堰堤	1977	砂防堰堤	B-1	A	B-1					B-1		×	×	×	○	×	×	×	×	○	×

表 4.4(2) 急傾斜地崩壊防止施設 点検スケジュール作成例

全施設 連番	事務所 番号	事務所 別連番	区域名	工種	所管	施工 年	健全度 (個票)	健全度 ランク	定期点検における健全度評価結果※3							点検計画										
									2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
1	1	1	長等	コンクリート擁壁工、現場打コンクリート法枠工、落石防護柵工	滋賀県	1970	C	C-3	B	×	×	C-3	C-3	C-3	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×	×
2	1	2	逢坂1号	コンクリート擁壁工、コンクリート張工、落石防護柵工	滋賀県	1994	B	B-1	B	×	×	B-1	B-1	B-1	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×	×
3	1	3	逢坂1号	現場打コンクリート法枠工、コンクリート擁壁工、ブロック積擁壁工	滋賀県	1970	C	C-3	B	×	×	B-2	C-3	C-3	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×	×
4	1	4	上田上芝原	コンクリート擁壁工、現場打コンクリート法枠工、石積擁壁工	滋賀県	1971	B	B-1	A	×	×	B-1	B-1	B-1	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×	×
5	1	5	田辺1号	コンクリート擁壁工、ブロック積擁壁工、プレキャスト法枠工	滋賀県	1972	B	B-3	A	×	×	B-3	B-3	B-3	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×	×
6	1	6	田辺2号	コンクリート擁壁工、ブロック積擁壁工、プレキャスト法枠工	滋賀県	1971	C	C-1	A	×	×	C-1	C-1	C-1	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×	×
7	1	7	田辺3号	ブロック積擁壁工、水路工	滋賀県	1992	B	B-1	×	×	×	B-1	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×
8	1	8	朝日ヶ丘1号	コンクリート擁壁工、水路工	滋賀県	1968	A	A	A	×	×	A	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×
9	1	9	朝日ヶ丘2号	コンクリート擁壁工、石積擁壁工、コンクリート張工	滋賀県	1972	A	A	A	×	×	A	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×
10	1	10	葛川町居	石積擁壁工、落石防護柵工	滋賀県	1972	A	A	A	×	×	A	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×
11	1	11	伊香立途中2号	コンクリート擁壁工、ブロック積擁壁工、コンクリート張工	滋賀県	1974	C	C-2	A	×	×	C-2	C-2	C-2	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×	×
12	1	12	仰木2号	現場打コンクリート法枠工、ブロック積擁壁工、石積擁壁工	滋賀県	1972	B	B-2	A	×	×	B-1	B-1	B-2	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×	×
13	1	13	仰木3号	コンクリート擁壁工、ブロック積擁壁工	滋賀県	1973	B	B-1	B	×	×	B-1	B-1	B-1	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×	×
14	1	14	仰木4号	現場打コンクリート法枠工、コンクリート擁壁工、ブロック積擁壁工	滋賀県	1972	B	B-2	B	×	×	C-3	C-3	B-2	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×	×
15	1	15	富士見台	プレキャスト法枠工、コンクリート擁壁工、ブロック積擁壁工	滋賀県	1972	B	B-3	B	×	×	B-3	B-3	B-3	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×	×
16	1	16	小関	コンクリート擁壁工、落石防護柵工、水路工	滋賀県	1972	B	B-1	A	×	×	B-1	B-1	B-1	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×	×
17	1	17	上田上牧	コンクリート擁壁工、ブロック積擁壁工	滋賀県	1973	B	B-1	A	×	×	B-1	B-1	B-1	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×	×

305	7	20	菅浦2号	擁壁工、落石防護柵工、鉄筋挿入工	滋賀県	1986	A	A	A	×	B-1	×	A	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×
306	7	21	大浦4号	擁壁工、落石防護柵工、鉄筋挿入工	滋賀県	1997	A	A	A	×	A	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×
307	7	22	大浦6号	落石防護柵工、鉄筋挿入工	滋賀県	2001	A	A	B	×	A	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×
308	7	23	集福寺	擁壁工、落石防護柵工、鉄筋挿入工	滋賀県	2006	A	A	A	×	A	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×
309	7	24	下余呉地区	擁壁工、落石防護柵工、法枠工	滋賀県		A	A	×	×	A	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×
310	8	1	上ノ山	擁壁工、落石防護柵工	滋賀県	2001	B	B-1	A	×	B-1	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○
311	8	2	饗庭	擁壁工、法枠工、鉄筋挿入工、アンカー工	滋賀県	1969	C	C-2	B	×	C-2	×	×	C-3	C-2	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×
312	8	3	上古賀	擁壁工	滋賀県	1988	B	B-2	C	×	B-2	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○
313	8	4	下開田1号	擁壁工、法枠工、アンカー工、鉄筋挿入工	滋賀県	1983	C	C-2	A	×	C-2	×	C-2	C-1	C-2	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×
314	8	5	下開田2号	擁壁工、法枠工、鉄筋挿入工	滋賀県	2012	B	B-2	B	×	B-2	×	×	×	B-2	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×
315	8	6	角川	擁壁工、法枠工、鉄筋挿入工	滋賀県	2005	C	C-3	A	×	C-3	×	C-3	C-3	C-3	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×
316	8	7	保坂3号	鉄筋挿入工、法枠工、アンカー工、擁壁工、落石防護柵工、地下水排除工	滋賀県	2011	C	C-3	A	×	C-3	×	C-3	C-2	C-3	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×
317	8	8	野口	擁壁工	滋賀県	1976	C	C-3	×	×	C-3	×	C-3	C-2	C-3	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×
318	8	9	海津	擁壁工、法枠工、落石防護柵	滋賀県	1979	B	B-1	B	×	B-1	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○
319	8	10	武曽横山	擁壁工	滋賀県	1987	B	B-3	B	×	C-1	×	C-2	B-3	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×	×

表 4.4(3) 地すべり防止施設 点検スケジュール作成例

全施設 連番	事務所 番号	事務所 別連番	区域名	工種	所管	施工 年	健全度 (個票)	健全度 ランク	定期点検における健全度評価結果※3								点検計画									
									2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
1	1	1	栗原1	集水井工	滋賀県	1975	C	C-1	B	×	×	×	C-1	C-1	C-1	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×
2	1	2	栗原2	水路工	滋賀県	1962	C	C-1	B	×	×	×	C-1	C-1	C-1	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×
3	1	3	栗原3	第3排水溝(C型)	滋賀県	1963	C	C-3	B	×	×	×	C-3	C-3	C-3	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×
4	1	4	高城1	横孔ボーリング	滋賀県	1974	B	B-3	A	×	×	×	B-3	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×	×	×
5	2	1	観音寺	横ボーリング工 φ90	滋賀県	2012	B	B-3	A	×	×	×	B-3	×	×	B-3	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○
6	3	1	上馬杉1	集水井 φ3500	滋賀県	1987	B	B-1	A	×	×	×	B-1	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×	×	×
7	3	2	上馬杉2	集水ボーリング工 φ66	滋賀県	1987	B	B-1	×	×	×	×	B-1	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×	×	×
8	3	3	稗谷1	集水ボーリング工 φ66	滋賀県	1974	B	B-1	A	×	×	×	B-1	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×	×	×
9	3	4	稗谷2	アンカー工	滋賀県	不明	B	B-1	A	×	×	×	B-1	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×	×	×
10	3	5	稗谷3	排水路工 L型	滋賀県	1982	B	B-1	A	×	×	×	B-1	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×	×	×
11	3	6	大沢	集水井工	滋賀県	1987	C	C-3	A	×	×	×	C-3	C-3	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×	×
12	4	1	西明寺1	集水ボーリング工	滋賀県	1992	C	C-1	A	×	×	×	C-1	C-1	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×	×
13	4	2	西明寺2	擁壁工(Ⅲ型、Co片法枠)	滋賀県	1986	C	C-1	B	×	×	×	C-1	C-1	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×	×
14	4	3	西明寺3	明暗渠工	滋賀県	1964	C	C-1	B	×	×	×	C-1	C-1	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×	×
15	4	4	平子1	集水ボーリング工	滋賀県	1973	C	C-1	B	×	×	×	B-1	C-1	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×	×
16	4	5	安部居1	擁壁工	滋賀県	1972	C	C-1	A	×	×	×	C-1	C-1	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×	×
17	4	6	牛ヶ谷	重力式擁壁	滋賀県	1960	C	C-1	A	×	×	×	C-1	C-1	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×	×